

青少年健全育成審議会規則等の改正（案）の概要について

1 改正の趣旨

いじめ問題の重大事態に関する再調査部会について、個人情報の取扱いに配慮した迅速な答申を可能とするとともに、再調査部会の調査態勢の強化等を図るため以下の改正を予定している。

2 改正の概要

(1) 個人情報の取扱いに配慮した迅速な答申を可能とする改正

【青少年健全育成審議会規則】

「審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とする規定を設ける。

【いじめ問題の重大事態に関する再調査部会規程】

「審議会は、再調査部会の議決をもって審議会の議決とする。」とする規定を設ける。

(2) 再調査部会の調査態勢強化等を図る改正

【青少年健全育成審議会規則】

① 「審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。」とする規定を設ける。

② 「審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。」とする規定を設ける。

【いじめ問題の重大事態に関する再調査部会規程】

「再調査部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。」とする規定を設ける。